

### 1 条例制定の理由

本市の放課後児童クラブは、これまで要綱に基づき運営してきたが、次の目的および効果のため、今後は条例を制定し運営する。

- ①事業の継続性に法的拘束力を持たせる。
- ②利用者の権利の明確化を図る。

### 2 条例の要旨

放課後児童クラブを「公の施設」と位置づけ、施設の管理運営責任及び利用者からの費用徴収の根拠などの明確化を図る。

また、将来的に民間活力の導入により運営コストの抑制が図られるよう「指定管理者制度」の導入を可能とする。

#### 【ワンポイントメモ】

- ◆要綱とは  
業務を円滑に行うために市が定めた内規であり、法的拘束力はない
- ◆条例とは  
市が議会の議決により制定する法規

- ◆公の施設とは  
市民の福祉を増進する目的をもって、市民の利用に供するために市が設ける施設
- ◆指定管理者制度とは  
公の施設をノウハウを有する民間事業者に管理・運営してもらう制度で、市民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的とする

### 3 条例の概要

#### 設置

- 公設の児童クラブを「公の施設」とする。  
⇒児童クラブごとの「名称」と「所在地」を定義する。

#### 入会許可等

- 入会は「許可」となる。  
⇒要綱においては、民法上の契約
- 入会の制限  
⇒児童1人あたりの活動面積（1.65㎡）が確保できない場合は、入会制限をかけることができる。

#### 利用料金

- 利用料金は、施設の「使用料」となる。（月額4,800円）  
⇒料金見直しには、議会の議決が必要
- 使用料の減免制度  
⇒全額免除：生活保護  
半額免除：就学援助、ひとり親世帯、多子世帯（2人目以降）

#### 指定管理

- 管理の代行  
⇒次の業務を行わせることができるようになる。  
①事業運営、②入会許可、③料金徴収、④施設の維持管理

### 4 条例の施行

施行年月日：2023年4月1日（1年間の経過措置を設ける）

※使用料を徴収するにあたり、市および金融機関などに準備期間を要するため。（システム改修など）

※条例が施行されるまでは、現行の「要綱」で事業を継続する。（利用料金は2021年10月に改定、保護者へ周知済み）